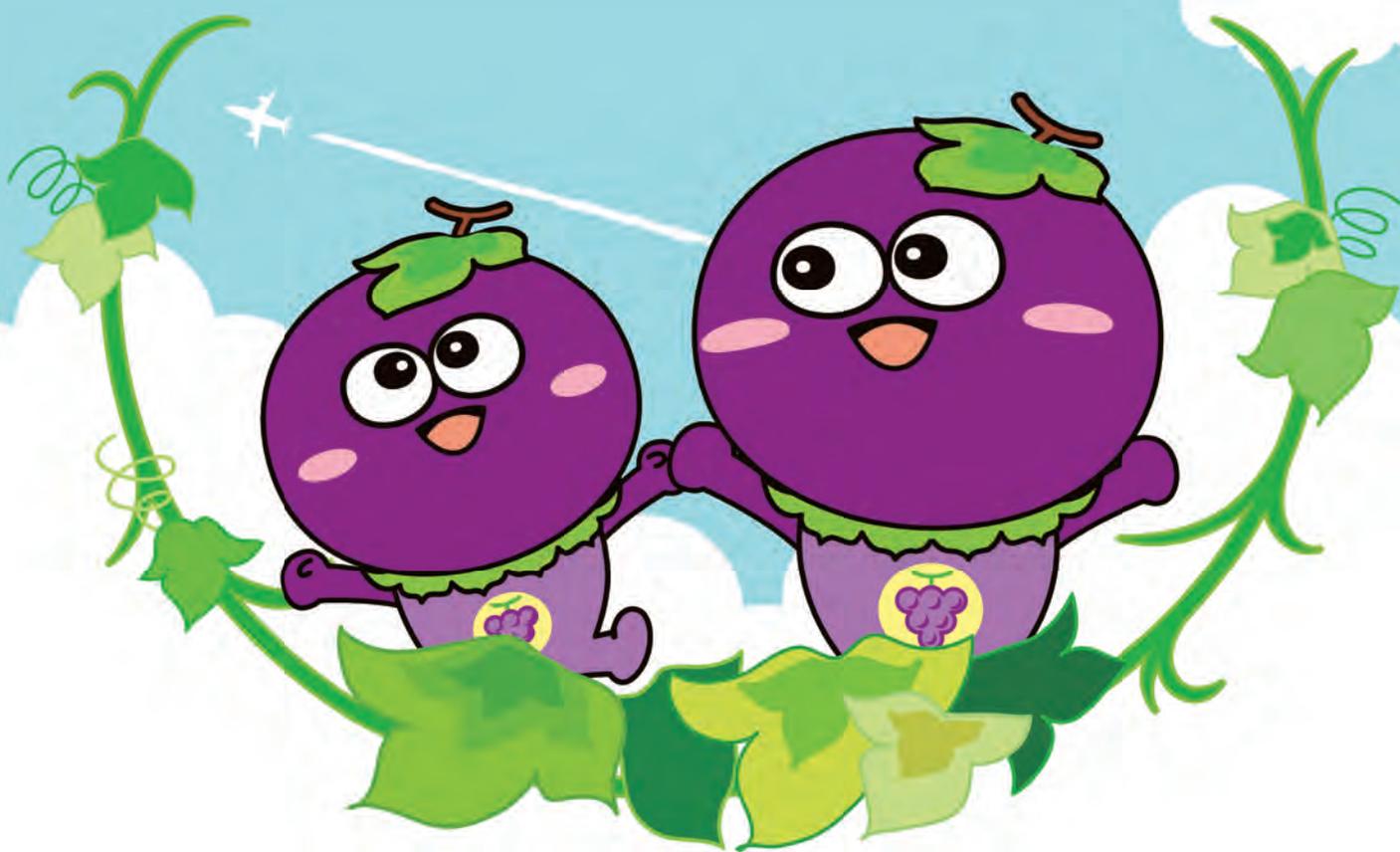


第8期

羽曳野市高年者いきいき計画



羽曳野市



1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び自立に向けた生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を羽曳野市の実情に応じて、さらに深化・推進していくことが重要であり、「地域共生社会」の実現を図っていくことが必要です。(4ページ参照)

国においては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期計画において、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた介護保険事業の動向に加えて、近年の災害発生状況や、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者を守る体制整備なども求められています。

本市では、介護保険事業をより安定的かつ充実したものとするとともに、本市における高齢者支援の総合的なあり方を示す計画として、「第8期羽曳野市高年者いきいき計画(羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

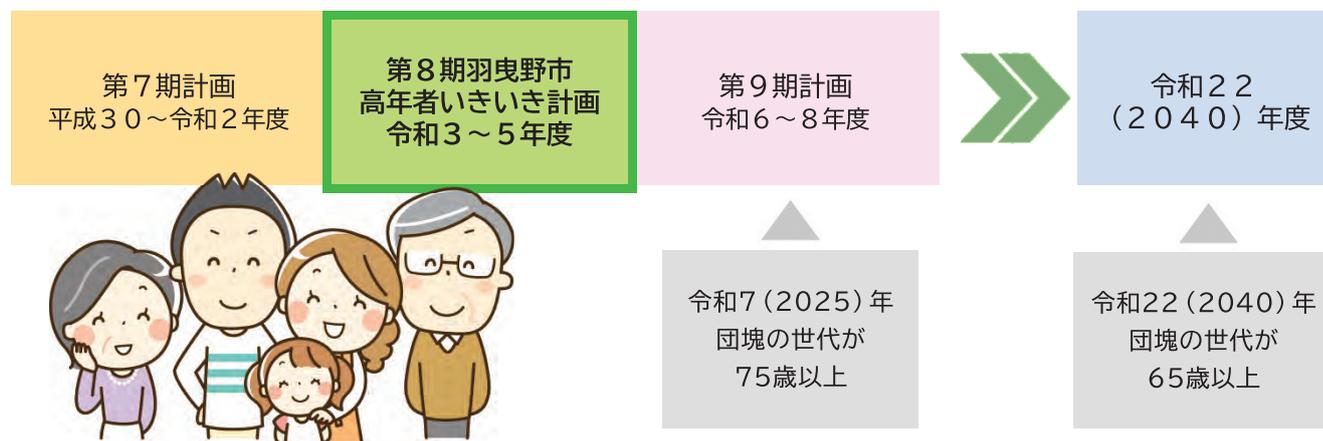
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。国の基本指針等に基づいて作成することが求められ、大阪府の指針・計画との整合性を確保しています。

また、「第6次羽曳野市総合基本計画」や、関連計画である「羽曳野市地域福祉計画」、「健康はびきの21計画(第2期)後期計画・食育推進計画(第2次)・自殺対策計画」、「羽曳野市障害福祉計画」、「羽曳野市地域防災計画」、「羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画」などと整合性・調和のとれたものとして策定されています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

あわせて、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた計画とします。



(4) 計画の策定体制

①調査等の実施

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

本市における高齢者の生活の状況や心身の状態などについて把握するとともに、本計画を策定する基礎資料とするため、65歳以上の市民3,511人を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、高齢者等の適切な在宅生活の継続や、家族等介護者の就労継続の実現に向けた、介護サービスの在り方を検討するため、要介護（要支援）認定者及びその方を介護する家族等を対象に、在宅介護実態調査を実施しました。

○事業者調査の実施

市内における介護保険サービス提供事業者、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム（住宅型）を対象に、介護保険事業計画における見込量を立てる上での基礎資料とするため事業者調査を実施しました。

○「見える化」システムの活用

厚生労働省の提供する地域包括ケア「見える化」システムを活用し、将来人口や要介護認定率の推計、調査データからの地域特性の分析、他地域や全国の介護サービスの給付状況との比較などを行い、計画策定や給付費の分析に活用しました。

②市民意見の反映

市民、被保険者の意見を反映するため、介護保険等推進協議会の委員には、公募により、被保険者を代表する地域住民などの参加を得て意見を把握し、計画に反映しました。

また、市ウェブサイトや市広報などを通じて、パブリックコメントを行い、広く市民の意見を把握しました。

③大阪府との調整及び連携

本計画の策定過程において、大阪府主催の説明会に参加するとともに、作成上の技術的事項における助言や協議を大阪府と行い、調整及び連携を図りました。

●第8期計画策定のための国の基本的な指針

- 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

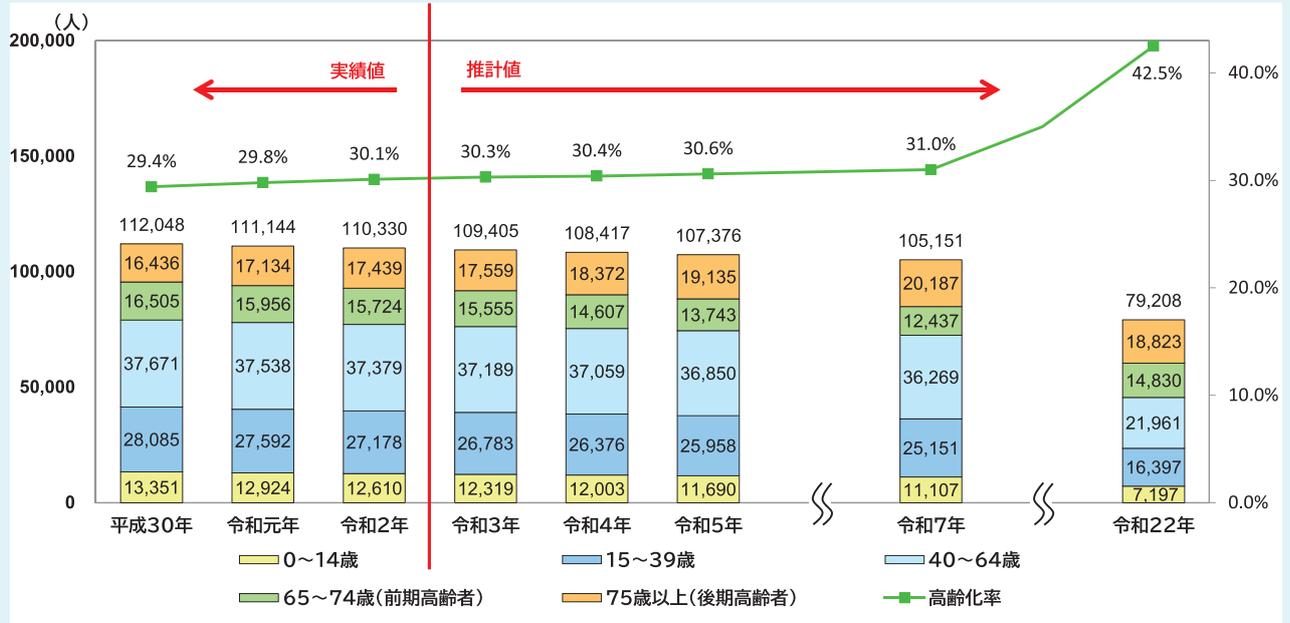


2 羽曳野市の高齢者を取り巻く現状と将来推計

(1) 人口の推移・推計

総人口は減少傾向にあります。高齢者人口は、75歳以上は増加していますが、65～74歳は減少しています。

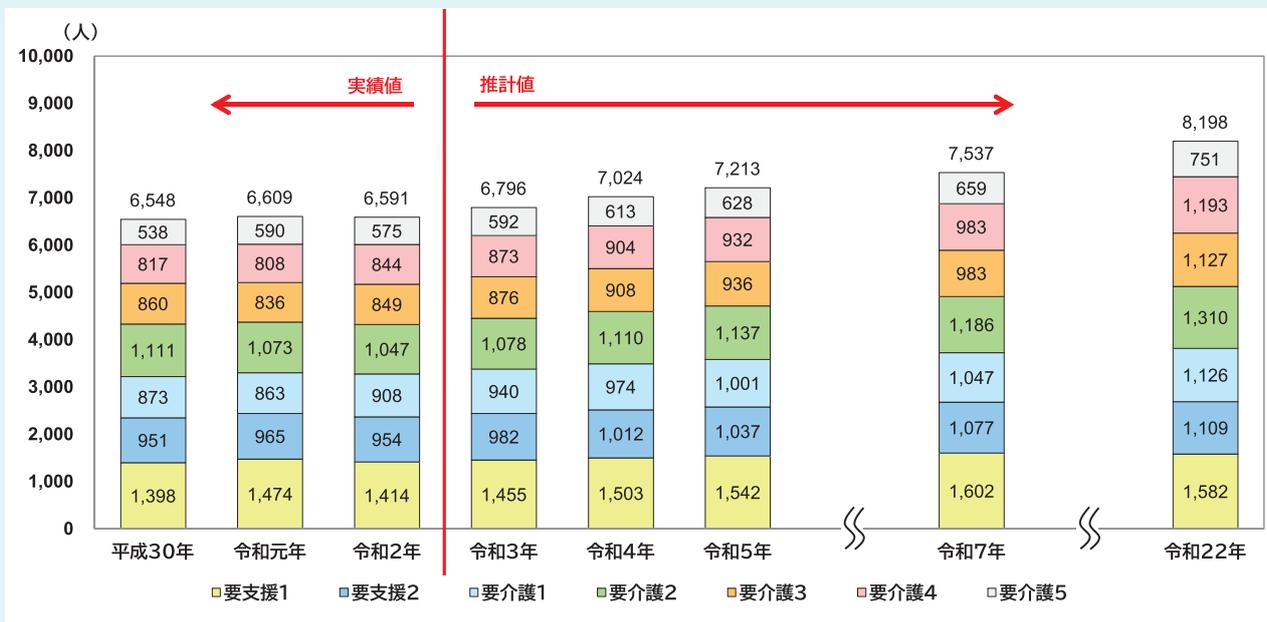
令和3（2021）年以降も総人口は減少する見込みとなっていますが、75歳以上の後期高齢者人口は令和7（2025）年まで増加する見込みとなっています。また、高齢化率については、令和22（2040）年まで上昇を続ける見込みとなっています。



(2) 要介護（要支援）認定者の推移・推計

要介護（要支援）認定者数は、平成30年から令和2年まで、ほぼ横ばいで推移しています。

令和3（2021）年以降の認定者数は、令和22（2040）年まで増加を続け、計画最終年度である令和5（2023）年には7,213人、令和7（2025）年には7,537人、令和22（2040）年には8,198人となる見込みとなっています。

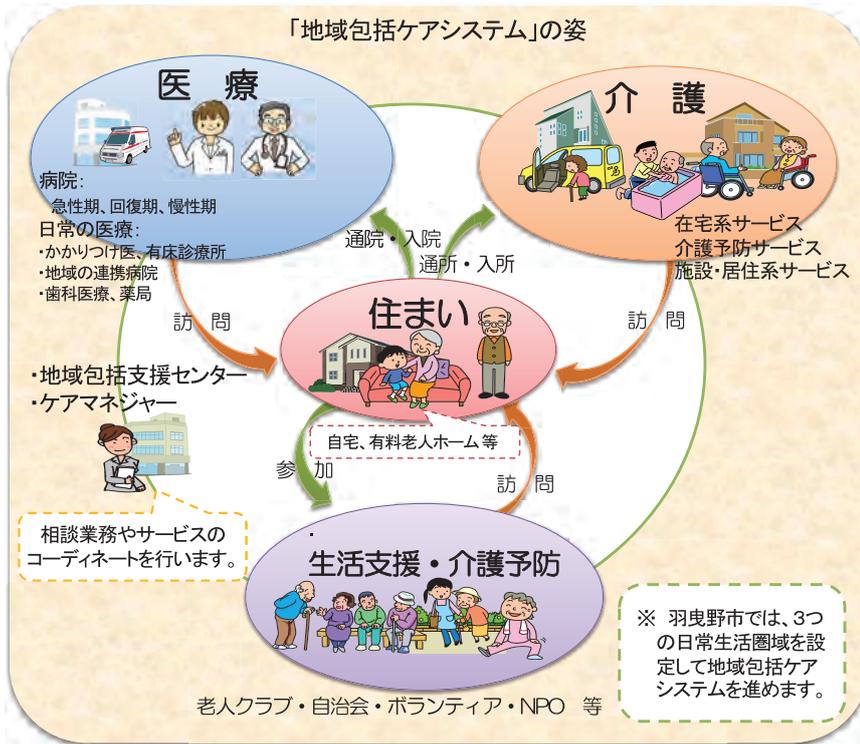


3 「地域包括ケアシステム」の深化・推進について

(1) 「地域包括ケアシステム」とは・・・？

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保に留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。



～日常生活圏域の設定～

これまでの東西2圏域から、地域包括ケアシステムの一層の深化を目指し、また地域福祉計画との整合性を徹底させるため、地域福祉計画で設定する第2層のエリア（東・西・中）を標準とし、3圏域として設定します。



(2) 羽曳野市の「地域包括ケアシステム」

「地域共生社会」の実現に向けた中核的基盤としての役割

○今後高齢化が一層進む中で、「地域包括ケアシステム」は、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となります。

○支えあい・助け合いのネットワークである「ふれあいネット雅び」を核として、地域共生社会の実現に向けた包括的・総合的な相談・支援体制の構築を図っていきます。

「ふれあいネット雅び」を活用した地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

○生活支援・介護予防の地域資源開発等を図る「生活支援体制整備の協議体」を「ふれあいネット雅び」に設置します。

○3つの日常生活圏域に、生活支援コーディネーターとCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、小学校区単位での支えあい・助け合いネットワークの推進・強化を図っていきます。

○「地域包括ケアシステム」の要となる「地域包括支援センター」の機能強化を図るため、複数設置での展開を図っていきます。

4 計画の基本理念及び基本目標

(1) 計画の基本理念

高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、いつまでも安心して暮らせるまちづくり

(2) 計画の基本的な視点

- ①「支え合いのまち」の創生
- ②「健康でやさしいまち」の創生
- ③「尊厳が保たれるまち」の創生
- ④「手を携える協働のまち」の創生

(3) 施策の体系

高齢化のさらなる進展と、それに伴う介護・支援ニーズのさらなる増大を見据え、基本理念を実現するために、本計画では3つの重点施策と7つの柱を掲げます。

3つの重点施策	7つの柱	主な施策
重点施策1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	1 地域包括ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・日常生活圏域を見直し、地域包括支援センターなどの多様な機能強化を進めます。・高齢者に対する支援の充実とそれを支える支援体制整備を進めていく地域ケア会議を推進します。・「ふれあいネット雅び」などの活動を通じ、多様な主体の参画による支え合い・助け合いのネットワークの充実を図り、地域共生社会の実現を目指します。・医療と介護の関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組みを行います。・介護や地域づくりに関わる人材の確保・育成と家族介護者への支援を進めます。
	2 健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none">・健康づくり・生活習慣病予防を推進し、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。・地域における高齢者の活躍の場の整備を進めます。・介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業など多様なサービスを提供し、高齢者の自立支援・重度化防止を支援します。
	3 認知症高齢者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・認知症に関する正しい理解を促進し、早期発見・早期対応の取組みを強化します。・認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーター養成、認知症高齢者の見守り支援など認知症施策を推進します。・医療機関と介護保険サービス事業者との円滑な連携体制の強化を図ります。
重点施策2 福祉・介護サービス基盤 の充実	4 安全・安心に暮らせる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応について、関係機関などとネットワークを構築し、啓発活動を継続します。・消費者被害や特殊詐欺に関する予防啓発や成年後見制度の紹介など、権利擁護のための取組みを関係機関と連携し進めます。・災害時における高齢者支援体制の確保に努めます。・新型コロナウイルスなど、感染症防止に向けた啓発活動を続け、感染症拡大防止に努めます。

<p>重点施策2 福祉・介護サービス基盤の充実</p>	<p>5 安心して高齢期を迎えられる生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスや敬老事業など高齢者福祉施策を実施します。 ・高齢者住宅に関する情報提供、高齢者のニーズに対応した住まいの確保に取り組みます。 ・高齢者の外出を支援するため、大阪府福祉のまちづくり条例を適用し、障壁のない都市基盤づくりを進めます。
<p>重点施策3 持続可能で充実した介護保険事業の運営</p>	<p>6 介護保険サービス見込量の推計と保険料の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画期間の各年における介護給付費等対象サービス量の見込み、地域支援事業の量の見込みを算定し、適正な保険料を設定することで、持続可能な制度として介護保険事業を運営します。
	<p>7 介護保険制度の適正・円滑な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5期羽曳野市介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適正化を図ります。 ・広報・市ウェブサイトへの掲載など様々な手段で制度周知に努めます。 ・事業所への集団指導などにより介護サービスの質の向上を図ります。

5 保険料の設定

(1) 保険料（基準額）の設定

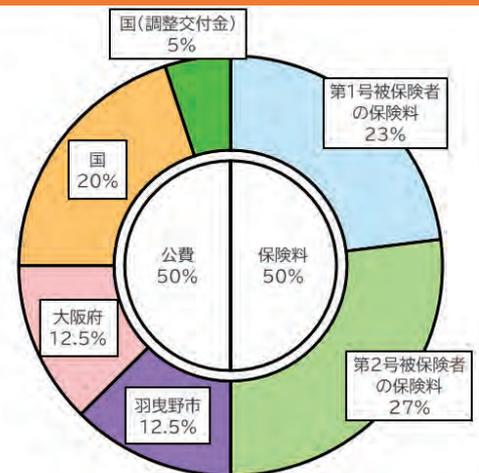
介護保険の給付費は、半分を公費（国・大阪府・市）で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40～64歳の方）からの保険料で負担する仕組みです。

保険料の負担割合は、第8期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

給付費については、要介護（要支援）認定者数の見込み、サービス整備方針、各調査結果、見込まれる政策効果などを踏まえるととも、第7期計画期間における給付実績を分析のうえ、3年間の給付費見込額を設定します。



介護保険料の財源構成



3年間の給付費見込額 327億7,620万円



第1号被保険者負担額 70億3,872万円※



保険料（基準額）の算出 年間73,476円（月額6,123円）

※第1号被保険者負担額は、調整交付金、準備基金等を調整後の金額です。

(2) 所得段階別保険料の設定

第1号被保険者の保険料は、基準額に基づき、本人の所得の状況等に応じて決まります。
第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）の所得段階別介護保険料は次の表のとおりです。

段階	要件（前年の所得と課税の状況）	負担割合	月額保険料 （年額保険料）
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.30	1,836円 (22,042円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.45	2,755円 (33,064円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.70	4,286円 (51,433円)
第4段階	同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	5,510円 (66,128円)
第5段階	同一世帯に市民税課税者のいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.00	6,123円 (73,476円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	7,347円 (88,171円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	7,959円 (95,518円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	9,184円 (110,214円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70	10,409円 (124,909円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.80	11,021円 (132,256円)
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.90	11,633円 (139,604円)
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.00	12,246円 (146,952円)
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額 ×2.10	12,858円 (154,299円)
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額 ×2.20	13,470円 (161,647円)

※保険料月額を年額を12で割った額になります（端数処理をしています）。

※第1～3段階は、公費により負担割合の軽減が図られています。軽減前の負担割合は、第1段階が0.5、第2段階が0.7、第3段階が0.75です。



第8期羽曳野市高齢者いきいき計画【概要版】
羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
令和3年3月発行
発行：羽曳野市
編集：羽曳野市 保健福祉部 介護予防支援室 高年介護課
〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL：072-958-1111（代表） FAX：072-950-2536

